特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野市長

公表日

令和7年7月31日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報フ	アイルを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければからない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。
②事務の概要	市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出(電子申請機能による申請管理システムからの電子申請データを基幹システムに取り込むことを含む)又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付
	⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード省令」という。)第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)により機構が行うこととされている。そのため、当該事務においては、機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	・住民記録システム【既存住民基本台帳システムと同義(以下、「既存住基システム」という。)】 ・住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) ・総合窓口支援システム ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・中間サーバー ・証明書発行システム ・申請管理システム
2. 特定個人情報フ	アイル名
(1)住民基本台帳ファィ (2)本人確認情報ファィ (3)送付先情報ファイル	(II
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)
	・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定時個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関命令第2条の表(表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、4、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、18、158、160、163、164、165、166の項)(表における情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない	が含 6、6 12 56、
5. 評価実施機関における		
①部署		
②所属長の役職名		
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求	
請求先	地域·市民生活部 市民窓口課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地	
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ	
連絡先	地域·市民生活部 市民窓口課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-7949	
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した	
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か		三1月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
		令和7年	三1月1日 時点			
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
] れぞれ重点項目	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 評価書又は全項目評価書において、	び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	クシステムを通	じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分であん	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	-		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない構員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であん	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	_		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[十分であっ	ర్]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	-		
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分であん	ð]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であん	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	-		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	・人為的ミスを防止するための事務マニュアルに従い、マイナンバーや副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報以上による照会を行っている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送する際にダブルチェックを徹底している。 ・特定個人情報を含む書類等は施錠できる棚等で管理することを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行っている。 ・令和6年度よりオンライン申請受付を導入し、手作業が介在する申請数の減少を図った。					
9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	· <mark>啓発</mark>					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いとま	きえられる対策 [O]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えら れる対策	[
	 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 					

変更箇所

変更置					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	生民記録システム【既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という。)】 ①生活部 市民課	・住民記録システム【既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という。)】 ①市民生活部 戸籍・住民記録課	事前	平成28年10月から開始予定 のコンビニ交付サービスを記
平成28年3月30日	1 即連接数 5 砂油果原培	①生活部 市民課	①市民生活部 戸籍·住民記録課 ②課長 矢島 孝一	事後	組織等の名称変更。
平成28年3月30日	関による担当部署 ①部署 Ⅰ関連情報 8. 特定個人情	生活部 市民課	市民生活部 戸籍・住民記録課	事後	組織の名称変更。
京成29年4日28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する I 基本情報	(別表第二における情報提供の根拠)	(別表第二における情報提供の根拠)	事後	重大な変更には当たらない。
平成29年4月28日	6情報提供ネットワークシス I 関連情報 5. 評価実施機	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう (①市民生活部 戸籍・住民記録課	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ①地域・市民生活部 市民窓口課	事後	法令改正による形式的な変 組織等の名称変更。
	関による担当部署 ①部署	②課長 矢島 孝一	②課長 宮岡 靖		
平成29年4月28日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する Ⅲしきい値判断項目	市民生活部 戸籍・住民記録課	地域·市民生活部 市民窓口課	事後	組織の名称変更。
平成29年4月28日	1. 対象人数 いつ時点の計 Tしきい値判断項目	平成26年12月22日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期集計による時点変更。
平成29年4月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計 Ⅰ関連情報 5. 評価実施機	平成26年12月22日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動による時点変更。
平成31年2月7日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所	課長 宮岡 靖	課長	事前	
平成31年2月7日	111.きい値判断項目	平成29年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	定期集計による時点変更。
平成31年2月7日	1. 対象人数 いつ時点の計 IIしきい値判断項目	平成29年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	人事異動による時点変更。
平成31年2月7日	 取扱者数 いつ時点の計 Ⅳリスク対策 	1 79,25-T-171 1 1 1 1 1 M	「IVリスク対策」全文	事前	A THE ROLL OF STREET,
	「関連情勤	行政手続きにおける特定の個人を識別するた	「IVリヘン対策」主义 行政手続きにおける特定の個人を鑑別するた		
令和3年2月1日	1. 特定個人情報ファイルを I 関連情報 1. 特定個人情	めの番号の利用等に関する法律の規定によ	めの番号の利用等に関する法律に規定する	事後	法改正による修正
令和3年2月1日	1 関連情報 1. 特定間入情 報ファイルを取り扱う事務 1 関連情報 3. 個人番号の	住民記録ダウンリカバリシステム	削除	事後	システム廃止により削除
令和3年2月1日	利用 法令上の根拠	(平成25年5月31日法律第28号施行時点)	削除	事後	
令和3年2月1日		(96, 101,)	(96, 97, 101,)	事後	法改正による修正(記載漏 れ)
令和3年2月1日	ネットワークシステムによる 1 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する	電話番号 026-224-5020	電話番号 026-224-7949		407
令和3年2月1日	11 子1/位到影頂日	平成31年1月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	定期集計による時点変更。
全和3年2月1日	1. 対象人数 いつ時点の計 ILさい値判断項目				
10 100 1 077 1 00	2 取扱者数 いつ貼占の針	平成31年1月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	人事異動による時点変更。
令和3年8月2日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	事前	法改正による修正(号ズレ)
令和3年12月3日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる 情報連携 ②法令上の根拠	(別義第二における情報提供母機) 第三個(情報提供)が用する情况。 5、第四個(特定機)が用する 6、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	(別養第二における情報提供の規則) 第三個(情報提供)が「市町村長」の項のう 5、第四個(特定個人情報)」「住民票間係情 朝が含まれる[1,2,3,4,6,8,9,11,1 16,18,20,23,27,03,13,4,35,3 7,85,96,40,46,45,50,47,5 18,08,14,64,64,50,5 10,102,103,105,106,108,107,11 101,102,103,105,106,108,107,11 111,112,113,114,116,117,120 の項)	事後	法改正による変更
令和5年1月17日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 庶務課 情報管理室	総務部 総務課 文書情報管理室	事後	組織等の名称変更。
令和5年5月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の 届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又 は記載の修正	②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の 届出(電子申請機能による申請管理システム からの電子申請データを基幹システムに取り 込むことを含む)又は職権に基づく住民票の 記載,消除又は記載の際	事後	重大な変更には当たらない。 申請管理システムの導入に 伴う追加・変更
令初5年5月16日	I 関連情報 1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・住民記録システム(既存住民基本台帳システム(以下、既存住基システム)という。]] (世基本)・仮が火デム (性民基本)・仮が火デム (住民基本)・仮が火デム (市町村 (名) (最合意) 支援システム (市町村 (名) (最合意) (現代) (現代) (現代) (現代) (現代) (現代) (現代) (現代	使民記録ンステム(既存住民基本合領システム(以下、既存住基之ステム)という。)] 信蓋ネット切りステム クシステム (住民基 大台級・ハヤワークンステム(市向村・総参宮の支援・公本(保証基本台級・ハヤワークンステム(市向村・公本の場合・大会の表表のシステム・・・ は明書条行・ステム・・・ 中郷管理システム・・・ 中郷管理システム・・・ 中郷管理システム・・・ 中郷管理システム・・・ 中郷管理システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	重大な変更には当たらない。 申請管理システムの導入に 伴う追加・変更
令和7年6月1日	I関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請	総務部 総務課 文書情報管理室	地域·市民生活部 市民窓口課	事後	事務分掌に基づく変更
令和7年8月1日	来 I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ファイルの名称	・住民記録システム(既存住民基本台帳システム(以下、既存住基システム)という。)] 住民基本小保がステム (住民基本分帳がステム) 住民基本台帳ネットワーウンステム(市町村 CS) 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	住民記録システム[既存住民基本台帳システムと同義(以下、「既存住民基システムというない。」 (成在と基システムというに) (位記基本台帳ネットワークシステム(市町村) (金) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	事前	住民基本台帳システムの標 準化による
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表		
		(別議第二における情報程程の規制) 第三編 (報報程表) 14 (14 (14 (14 (14 (14 (14 (14 (14 (14	(数): 25 / 25 / 25 / 25 / 25 / 25 / 25 / 25	事後	法改正による修正
		(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報照会は行 わない)	(表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報照会は行 わない)		